

下関市教育委員会
議案第39号

第4期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画について

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

第4期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画について

第4期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を別紙のとおり定める。

提案理由

新たに第4期計画を定めるため。

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画

(第4期計画期間：令和7年度～令和11年度)

令和7年 月

下関市教育委員会

目 次

はじめに		
I	基本計画策定の趣旨等	1
1	適正化の必要性と計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	1
3	計画の期間	1
4	計画の見直し	1
II	市立小・中学校の状況	2
1	市立小・中学校の現状	2
2	市立小・中学校の将来推計	4
III	適正化の基本的な考え方	7
1	適正な規模について	7
2	適正な配置について	7
3	適正配置の基準	8
IV	適正化の具体的な方策	9
1	適正化の検討対象校・優先対象校	9
2	地域区分別の優先対象校	10
3	適正化の手法	11
4	適性化の組み合わせ	11
5	長期的な視点での適正化	11
V	適正化の実施に関する事項	13
1	適正化の実施手順	13
2	適正化後の検証	13
3	総合支所管内の適正化	13
VI	適正化における留意事項	14
1	適正化前の児童生徒の交流	14
2	教職員の配置	14
3	通学の安全確保	14
4	適正化後の支援体制等の充実	14
5	特別な支援を必要とする児童生徒への対応	14
6	学校跡地の有効活用	14
VII	資料編	
	・学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）	
	・学校規模別教職員配置の標準例（山口県教育委員会）	
	・適正化の組み合わせ毎のシミュレーション	
	・アンケート調査	
	・市立小学校一覧／市立中学校一覧	
	・市立小・中学校配置図（令和7年度）	

はじめに

全国的な少子化の中、本市においても、市立小・中学校で学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な物の見方や考え方等に触れる機会の減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、教育上又は学校運営上の様々な課題が指摘されています。

下関市教育委員会では、こうした課題を克服し、子供たちにとって、よりよい教育環境の実現を目的に、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、下関市での市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

これらの計画をもとに、令和2年4月に角島小学校と阿川小学校、栗野小学校、滝部小学校を統合し豊北小学校を開校、令和3年4月に豊田中小学校と西市小学校を統合、令和4年4月に王江小学校と名池小学校を統合し名陵小学校を設置するとともに、名陵中学校と合わせ施設分離型小中一貫教育校「名陵学園」を開校しました。

更には令和6年4月には内日小学校と内日中学校による施設一体型小中一貫教育校「うつつ小中学校」を開校しました。

こうした中、第3期計画の計画期間が令和6年度で終了するに当たり、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、第4期計画策定のための諮問を行いました。

委員会においては、市立小・中学校の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、令和6年1月から3回にわたる審議が行われ、令和7年4月に同委員会より「下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置」についてが答申されたところです。

このたび、下関市教育委員会では、本答申を踏まえ、今後もよりよい教育環境の実現を目指して、第4期の下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定しました。

I 基本計画策定の趣旨等

1 適正化の必要性和計画策定の趣旨

学校規模や配置の適正化を考える上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。

義務教育を行う小・中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としています。このため、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

そのためには、適切な規模の児童生徒集団の確保とともに、バランスのとれた教職員配置が行われる一定の学校規模を確保することが必要と考えています。

また、学校は、防災や文化・スポーツ活動の拠点といった役割を担っており、学校の配置の適正化は、保護者や地域住民の理解と協力に基づいて進めることが重要です。

このような観点を踏まえ、市立小・中学校の規模や配置の適正化に向けて、保護者や地域住民、行政が一体となってその取組を円滑に進めるため、下関市としての基本的な考え方や具体的な方策を示した下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定します。

2 計画の目的

少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子供たち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を実現することを目的とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の見直し

国の教育制度改革や県の学級編制基準の見直し、宅地造成や集合住宅の建設に伴う児童生徒数の大幅な増加など、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、計画を改定することがあります。

なお、毎年度最新の人口データ等を基に、児童生徒数の将来推計を行い、優先対象校について見直しの必要性を検討します。

(3) 学校規模の現状

第3期計画以降、市立中学校については蓋井中学校の新設により1校増加したものの、市立小学校については統合により2校減少し、少子化が一層進展したことから、児童生徒数の減少による学校の小規模化が進行している状況です。

令和6年5月1日現在、市立小学校1校当たりの児童数は260人、市立中学校1校当たりの生徒数は240人となっており、中核市の中でも下位に位置している状況です。

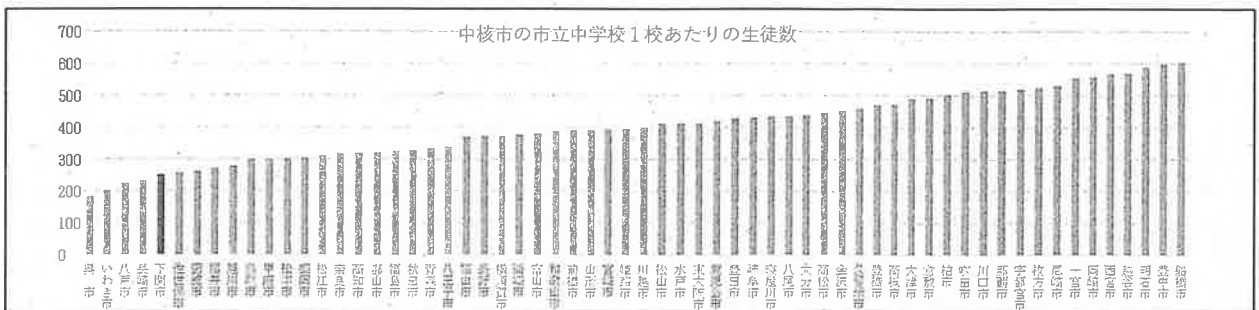
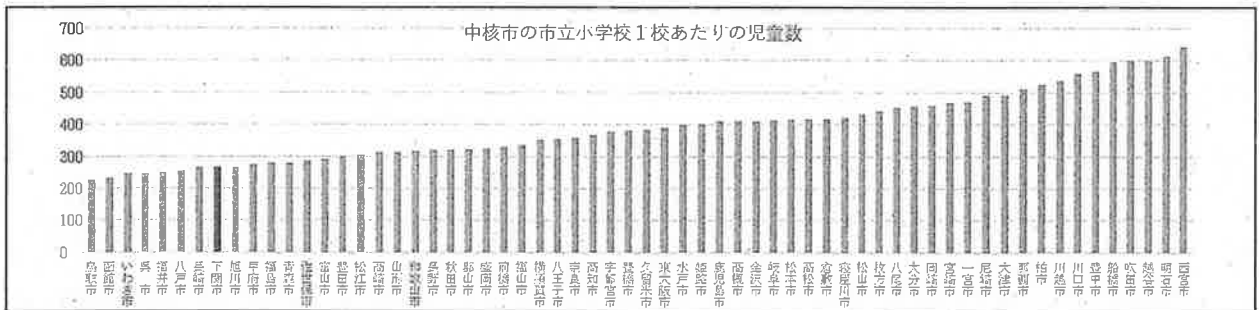
市立小・中学校の1学校当たりの児童生徒数

市立小学校

年度	児童数	学校数	1学校当たりの児童数
令和6年度	10,898人	42校	260人
昭和56年度 (児童数ピーク)	31,539人	52校	607人

市立中学校

年度	生徒数	学校数	1学校当たりの生徒数
令和6年度	5,530人	23校	240人
昭和61年度 (生徒数ピーク)	15,629人	26校	601人



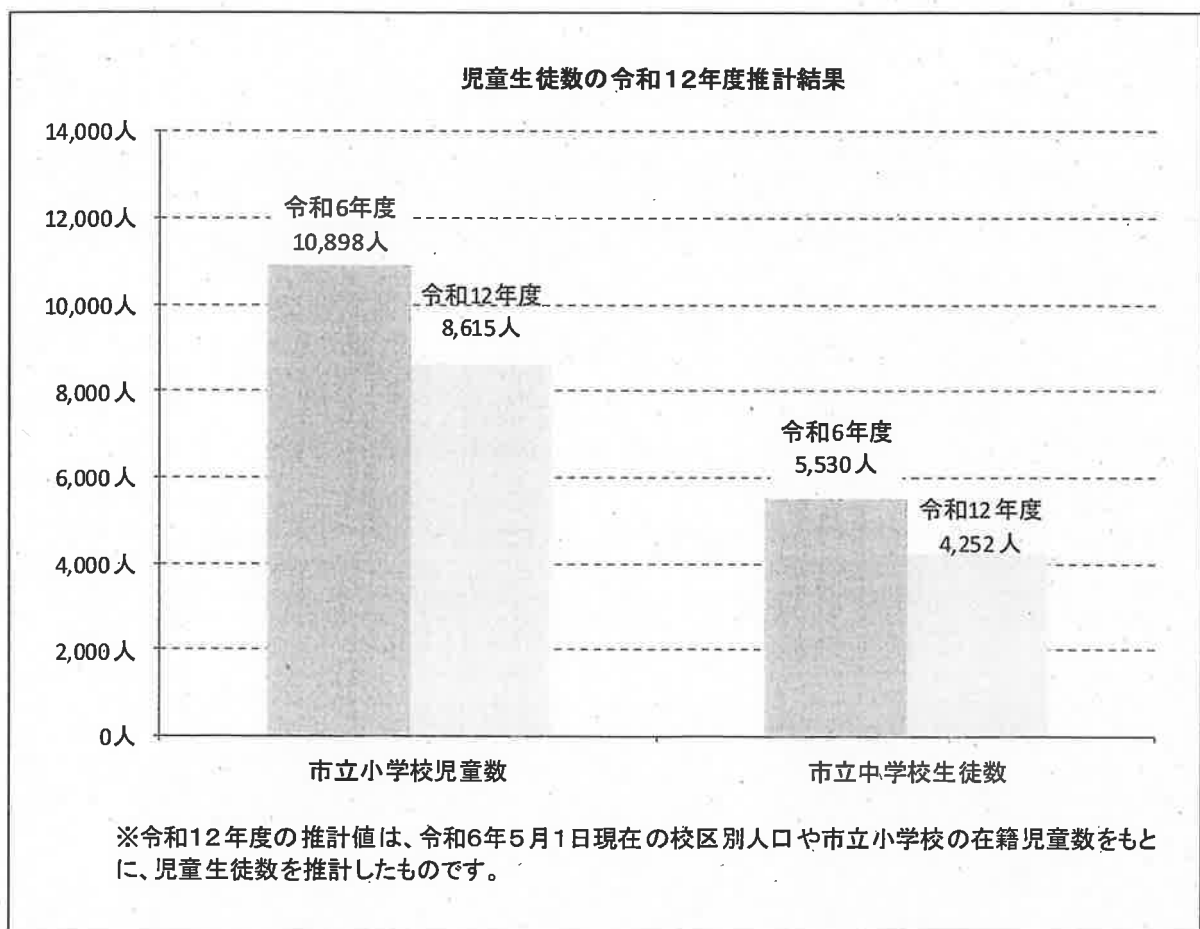
2 市立小・中学校の将来推計

(1) 児童生徒数の将来推計

本市の児童生徒数について、令和6年5月1日現在の校区別の人口や在籍児童生徒数をもとに令和12年度の児童生徒数を推計した場合、市立小学校の児童数が8,615人、市立中学校の生徒数が4,252人と、引き続き減少することが見込まれます。

また、「下関市人口ビジョン（令和6年度改訂版）」の中で、本市の将来人口は、令和2年の255,051人から令和32年には164,750人にまで減少すると推計されています。

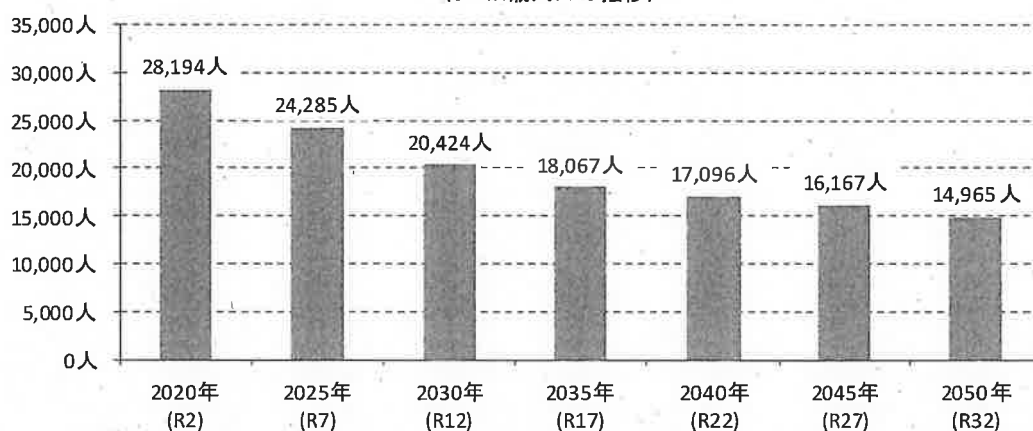
このうち、0歳から14歳までの人口は、令和2年の28,194人から令和32年には14,965人になると推計されており、令和2年からの30年間で、約47%も減少することになります。



下関市の将来推計人口

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総数	255,051人	237,719人	222,393人	207,162人	192,221人	177,936人	164,750人
うち 0～14歳	28,194人	24,285人	20,424人	18,067人	17,096人	16,167人	14,965人

(0～14歳人口の推移)



資料:「下関市人口ビジョン(令和6年度改訂版) 下関市の将来人口(年齢3区分別人口)」

(2) 学校規模の将来推計

現在の学校数に変化が無かった場合、令和12年度の市立小学校1学校当たりの児童数は205人、市立中学校1学校当たりの生徒数は185人と推計されます。

次ページの「学級数別の学校数と児童生徒数(令和12年度 推計結果)」により学校毎に学級数を見た場合、市立小学校では、複式学級が編制される5学級以下の学校が10校、市立中学校では、5学級以下の学校が11校と見込まれています。

児童生徒数の減少は、令和12年度以降も続くことが予想されており、小規模校の増加とともに、過度に小規模化した学校では、教頭や養護教諭、学校事務職員が未配置となるなど教育環境への影響が懸念されます。

将来にわたり義務教育の機会均等や水準の維持・向上を図る観点から、地域の実情を踏まえた市立小・中学校の規模や配置の適正化を検討し、これを実行していくことが求められています。

学級数別の学校数と児童生徒数(令和12年度 推計結果)

小 学 校 (35人学級)				学級数		中 学 校 (35人学級)														
学 校 名 (児 童 数)				校数	学級数	校数	学 校 名 (生 徒 数)													
				0	1	1	蓋井(1)													
			蓋井(3)	2	2	1	内日(12)													
		豊田下(24)	吉田(20)	指崎(16)	室津(14)	4	3	8	豊田(45)	吉見(52)	豊北(56)	豊洋(65)	木屋川(67)	文洋(69)	向洋(93)	玄洋(97)				
				内日(33)	小串(30)	2	4	1	名陵(104)											
				西市(51)	關西(46)	2	5	0												
吉見(117)	豊東(107)	誠意(105)	桜山(104)	豊北(101)	岡枝(95)	養治(95)	本村(73)	13	6	3	菊川(135)	夢が丘(136)	長成(155)							
			角倉(159)	名護(155)	王喜(125)	向井(125)	江浦(118)													
						垢田(192)		1	7	1	日新(203)									
				西山(192)	向山(189)	2	8	1	彦島(233)											
				小月(208)	川棚(204)	2	9	1	垢田(243)											
								0	10	0										
				文開(285)	生野(247)	2	11	1	長府(347)											
					清末(316)	1	12	2	安岡(332)	山の田(347)										
					長府(377)	1	13	0												
					川中西(361)	1	14	0												
								0	15	3	東部(469)	川中(485)	勝山(506)							
			山の田(434)	熊野(430)	王司(419)	3	16	0												
								0	17	0										
					一の宮(501)	1	18	0												
								0	19	0										
					豊浦(573)	1	20	0												
			安岡(674)		勝山(620)	2	21	0												
					川中(670)	1	22	0												
								0	23	0										
								0	24	0										
41校 364学級 8,615人				41	計	23	23校 153学級 4,252人													

(備考)

※児童生徒数は、令和6年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数を基に推計したものです。

※推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。

※学級数は、特別支援学級を除いたものになります。

Ⅲ 適正化の基本的な考え方

1 適正な規模について

適正規模の基準については、次のとおりとします。

分類	全校学級数
小学校	12学級～24学級
中学校	12学級～24学級

〈考え方〉

- 人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要があると考えます。
- 中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましいと考えます。
- 5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、19学級から24学級までを含めて適正な規模とします。

2 適正な配置について

学校の配置については、全市的な視点から設置状況や地理的要因を考慮し、長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。

このため、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を活かした教室数の確保に努めるとともに、適正な配置が図れない場合は、校舎の新設についても検討していきます。

また、学校統合を行うことは、通学距離の延長に伴い、児童生徒の負担を大きくする可能性もあるため、学校位置や校区の決定に当たっては、通学における負担や安全等に配慮し、適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

なお、学校は、地域における文化やスポーツなど地域行事の場としての機能をはじめ、様々な意味で地域の拠点としての役割も担っており、まちづくりとも密接に関連することから、学校の配置については、関係機関と連携して進めていきます。

3 適正配置の基準

適正配置の基準については、次のとおりとします。

分類	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

〈考え方〉

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準は、おおよその目安として妥当であると考えます。
- 通学時間としては、遠距離通学（小学校で4 km超、中学校で6 km超）の場合に、公共交通機関やスクールバス等の適切な交通手段が利用可能であることを前提として、おおむね1時間以内を目安とします。
ただし、小学校の通学距離については、児童の負担と近年の猛暑等の諸事情を考慮する必要があると考えます。
- 総合支所管内では、総合支所ごとにまちづくりが進められていることから、原則として小・中学校をそれぞれ1校以上配置することが妥当であると考えます。

IV 適正化の具体的な方策

1 適正化の検討対象校・優先対象校

「Ⅲ 適正化の基本的な考え方」で示した適正規模の基準（学級数12学級～24学級）に基づき、令和12年度の推計で基準に該当しない学校を「検討対象校」とします。

さらに、検討対象校のうち、複式学級^{※1}の編制や教員の配置など、小規模校の課題が顕著となる5学級以下の学校を「優先対象校」とし、適正化に向けた具体的な取組を進めていくこととします。

このうち、第3期計画期間に小中一貫教育校として開校した名陵学園（名陵小学校、名陵中学校）、うつい小中学校（内日小学校、内日中学校）及び令和7年4月に開校したよしみ小中学校（吉見小学校、吉見中学校）については、優先対象校から除外するものとします。

また、離島にある蓋井小中学校（蓋井小学校、蓋井中学校）については、児童生徒の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外するものとします。

①検討対象校・優先対象校

◆検討対象校◆

分類	検討対象校	適正規模校	検討対象校
小学校	～11学級	12学級～24学級	25学級～
中学校			

◆優先対象校◆

分類	優先対象校
小学校	5学級以下
中学校	

※1〈参考〉複式学級

児童生徒数が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級（複式学級）を編制する場合があります。複式学級の編制基準は、原則として次のとおりです。本計画は、この基準に基づき策定しています。

	小学校		中学校
	第1学年の児童を含む	第1学年の児童を含まない	
1学級の児童生徒数	8人以下	16人以下	8人以下

2 地域区分別の優先対象校

優先対象校は次のとおりとなります。

【旧下関市中心部】:5学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校		中学校			
	3			文洋 (69)	向洋 (93)	玄洋 (97)
4						
5	関西 (46)					

【旧下関市周辺部】:5学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校		中学校	
	3	吉田 (20)		木屋川 (67)
4				
5				

【総合支所管内】:5学級以下の学校(特別支援学級を除く)

学級数	小学校				中学校			
	菊川	豊田	豊浦	豊北	菊川	豊田	豊浦	豊北
2			宇賀 (7)					
3	檜崎 (16)	豊田下 (24)	室津 (14)			豊田 (45)	豊洋 (65)	豊北 (56)
4			小串 (30)					
5		西市 (51)						

(備考)

・学校名下の()内数値は、令和12年度推計の児童生徒数を示したものです。

3 適正化の手法

(1) 学校統合

学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて通学区域の見直しを行うものとします。

(2) 小中一貫教育校（適正規模化が困難な地域への対応）

学校の適正化は、小学校同士、中学校同士の学校統合が基本ですが、総合支所管内のように、「適正配置の基準」や「まちづくり」の観点から学校を廃止することが困難と認められる場合は、近隣小・中学校の配置や施設一体化等の可能性を検証したうえで小中一貫教育校として存続し、小規模校のデメリットの縮減を図ります。

4 適正化の組み合わせ

下関市教育委員会が望ましいと考える学校の適正化の組み合わせや適正化後の学校位置を、次のとおり「適正化の組み合わせ」として示します。

「適正化の組み合わせ」の対象校については、原則として「学校統合」について優先的に取り組むものとし、一部対象校については「学校統合」と一体的に「小中一貫教育」を推進していきます。

また、「適正化の対象校が3校以上の適正化の組み合わせにおいて、段階的に適正化を進めること」、「施設分離型の小中一貫教育が示されている適正化の組み合わせにおいて、施設一体型の小中一貫教育を検討すること」、「小学校又は中学校同士の統合が示されている地域で、さらに小中一貫教育の推進を検討すること」など、よりよい教育環境を目指して地域の状況に応じた柔軟な対応に努めることとします。

これらを踏まえ、下関市教育委員会では、学校の小規模化が加速化する中、「適正化の組み合わせ」に沿って学校の適正化に向けて取り組むこととします。

なお、適正化を進めるに当たっては、「V 適正化の実施に関する事項」で示すとおり、保護者や地域住民の理解や協力のもとに実施していきます。

5 長期的な視点での適正化

少子化による児童生徒数の減少が続いていることから、長期的に校舎等の新設や建て替えも含めた全市的な学校再編の必要性を検討していくこととします。

【適正化の組み合わせ】

		対象校	小中一貫教育	学校位置※1
旧下関市中心部	①	文洋中 向洋中		旧神田小学校 (西神田町5-1)
	②	関西小 桜山小		桜山小
	③	本村小 西山小 玄洋中	○	玄洋中
旧下関市 周辺部	④	吉田小 王喜小 木屋川中	○	王喜小 木屋川中
総合支所管内	⑤	檜崎小 岡枝小		岡枝小
	⑥	豊田下小 西市小 豊田中	○	西市小 豊田中
	⑦	室津小 誠意小 豊洋中	○	誠意小 豊洋中
	⑧	宇賀小 小串小 川棚小		川棚小
	⑨	豊北小 豊北中	○	豊北中

(備考)

※1 学校位置は、統合前の学校名による位置のみを示したものです(校名は統合前の名称)。

・適正化の組み合わせの詳細は、Ⅶ資料編【適正化の組み合わせ毎のシミュレーション】のとおりです。

V 適正化の実施に関する事項

1 適正化の実施手順

学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校の適正化の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わってくることになります。

また、本市では、学校が抱える様々な課題を解決するために、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域学校協働本部を各中学校区に設置するなど、地域と連携した学校づくりを推進しており、学校運営に地域住民が密接に関わっている状況があります。

このため、学校の適正化については、次に示すとおり、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力のもとに進めるものとします。

〈考え方〉

- 「適正化の組み合わせ」の対象校区の保護者や地域住民との意見交換等により、現在の学校の状況などを共有することで、学校の適正化に関する理解を深めていきます。
- 保護者、学校運営協議会及び自治会関係者等との協議により、学校の適正化（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合準備に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定していきます。

2 適正化後の検証

適正化前後で児童生徒の教育環境、意識等にどのような変化が見られるかをアンケート等により確認し、学校運営や次期計画策定の参考といたします。

3 総合支所管内の適正化

総合支所管内の学校については、適正配置の面から学校規模に関わらず各総合支所管内に少なくとも小・中学校各1校は存続し、適正規模化が困難な総合支所管内は、小中一貫教育校による適正化を図ることといたします。

VI 適正化における留意事項

1 適正化前の児童生徒の交流

児童生徒が求める学校規模はそれぞれ考えは異なり、学校の規模が変わることに不安を感じる児童生徒もいることから、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、児童生徒の交流に配慮します。

2 教職員の配置

適正化に関する諸準備及び適正化後の学校運営等を円滑に進めることができるよう、山口県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。

3 通学の安全確保

通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒も通学距離等に不安を感じていることから、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバスを運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、適正化後の通学に支障がないよう取り組みます。

4 適正化後の支援体制等の充実

適正化後の学校に対しては、ガイダンスアドバイザーを派遣するなど、生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、不審者対応も含めた通学路の安全確保等に努め、きめ細かな学校支援体制の充実に取り組みます。

また、既存の施設を有効活用することを原則としながらも、適正化による教育環境の変化に適切に対応するため、重点的に学校施設の改修に努めます。

5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

環境の変化への適応に困難があるなど特別な支援を必要とする児童生徒については、個別に適切な対応を検討し、個々の教育的ニーズに応じた一層きめ細かな支援を行います。

6 学校跡地の有効活用

学校の跡地利用については、全市的な行政需要を踏まえた上で、保護者や学校運営協議会の代表者等から示された意見を参考とし、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係部局と連携し検討します。

VI 資料編

■学校の適正規模・適正配置に関する関係法令等（抜粋）

1 学級編制の基準について

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月法律第116号）

（学級編制の標準）

第3条

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種別	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	35人
	二の学年の児童で編制する学級	16人（第一学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

○学級編制の弾力化状況

都道府県	校種	学年	概要
山口県	小学校	2～6学年	35人以下学級
	中学校	全学年	

2 学級数の標準について

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第79条において準用

3 学校規模と通学距離について

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

（国の負担）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- (4) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに
伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築
又は増築に要する経費 2分の1

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■学校規模別教職員配置の標準例（山口県教育委員会）

○小学校

学級数	教員数
1学級	2
2学級	3
3学級	4
4学級	5
5学級	6
6学級	7
7学級	8
8学級	10
9学級	11
10学級	12
11学級	13
12学級	14

学級数	教員数
13学級	15
14学級	16
15学級	18
16学級	19
17学級	20
18学級	21
19学級	22
20学級	23
21学級	24
22学級	25
23学級	26
24学級	27

※教員数は、教頭を含めた人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

○中学校

学級数	教員数	標準的な教科担任別教員配置										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭	計
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1			7
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1			8
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1		10
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	13
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	15
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	16
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1	18
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1	19
13学級	20	3	3	3	2	3	1	1	2	1	1	20
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1	22
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1	23
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1	25
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1	27
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1	28
19学級	30	5	4	4	4	4	2	1	4	1	1	30
20学級	31	5	4	4	4	4	2	2	4	1	1	31
21学級	33	5	4	5	4	5	2	2	4	1	1	33
22学級	34	5	4	5	5	5	2	2	4	1	1	34
23学級	36	6	5	5	5	5	2	2	4	1	1	36
24学級	37	6	5	5	5	5	2	2	5	1	1	37

※教員数は、教頭、教諭、助教諭、講師（非常勤講師を除く）の人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

■適正化の組み合わせ毎のシミュレーション

(旧下関市中心部)

組み合わせ①

- 対象校：文洋中学校、向洋中学校
適正化後の学校位置：旧神田小学校（西神田町5-1）
- 生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計								
	普通学級生徒数				普通学級数				
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
文洋中	18	23	28	69	1	1	1		3
向洋中	31	29	33	93	1	1	1		3

- 適正化後の生徒数・学級数

	令和12年度推計			合計
	中学校（普通学級）			
	1年	2年	3年	
生徒数	49	52	61	162
学級数	2	2	2	6

組み合わせ②

- 対象校：関西小学校、桜山小学校
適正化後の学校位置：桜山小学校
- 児童数・学級数の将来推計

	令和12年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
関西小	6	7	13	4	7	9	46	1	1	1			1	1	5
桜山小	15	15	24	18	14	18	104	1	1	1	1	1	1		6

- 適正化後の児童数・学級数

	令和12年度推計						合計
	小学校（普通学級）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
児童数	21	22	37	22	21	27	150
学級数	1	1	2	1	1	1	7

組み合わせ③

1 対象校：本村小学校、西山小学校、玄洋中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の玄洋中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
本村小	14	8	9	11	13	18	73	1	1	1	1	1	1		6
西山小	29	32	29	37	36	29	192	1	1	1	2	2	1		8
玄洋中	34	34	29	/	/	/	97	1	1	1	/	/	/		3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和12年度推計												合計
	小学校（普通学級）							小計	中学校（普通学級）			小計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年		2年	3年			
児童生徒数	43	40	38	48	49	47	265	34	34	29	97	362	
学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	3	15	

(旧下関市周辺部)

組み合わせ④

1 対象校：吉田小学校、王喜小学校、木屋川中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の王喜小学校、木屋川中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
吉田小	1	3	4	3	6	3	20							3	3
王喜小	19	19	17	27	22	21	125	1	1	1	1	1	1		6
木屋川中	25	17	25	/	/	/	67	1	1	1	/	/	/		3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和12年度推計												合計
	小学校（普通学級）							小計	中学校（普通学級）			小計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年		2年	3年			
児童生徒数	20	22	21	30	28	24	145	25	17	25	67	212	
学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	3	9	

(総合支所管内)

組み合わせ⑤

1 対象校：檜崎小学校、岡枝小学校

適正化後の学校位置：現在の岡枝小学校の位置

2 児童数・学級数の将来推計

	令和12年度推計															
	普通学級児童数							普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計	
檜崎小	3	3	3	3	2	2	16								3	3
岡枝小	10	18	16	20	19	12	95	1	1	1	1	1	1	1		6

3 適正化後の児童数・学級数

	令和12年度推計							合計
	小学校（普通学級）							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
児童数	13	21	19	23	21	14	111	
学級数	1	1	1	1	1	1	6	

組み合わせ⑥

1 対象校：豊田下小学校、西市小学校、豊田中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の西市小学校、豊田中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計															
	普通学級児童生徒数							普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計	
豊田下小	2	4	3	3	6	6	24								3	3
西市小	8	7	9	8	10	9	51	1			1	1	1	1	5	
豊田中	13	14	18	/	/	/	45	1	1	1	/	/	/		3	

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和12年度推計											合計
	小学校（普通学級）						小計	中学校（普通学級）			小計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年		
児童生徒数	10	11	12	11	16	15	75	13	14	18	45	120
学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	3	9

組み合わせ⑦

- 1 対象校：室津小学校、誠意小学校、豊洋中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の誠意小学校、豊洋中学校の位置

- 2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計															
	普通学級児童生徒数							普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計	
室津小	2	3	2	3	2	2	14								3	3
誠意小	8	9	18	14	27	29	105	1	1	1	1	1	1			6
豊洋中	16	28	21				65	1	1	1					0	3

- 3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和12年度推計												合計
	小学校（普通学級）						小計	中学校（普通学級）			小計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年			
児童生徒数	10	12	20	17	29	31	119	16	28	21	65	184	
学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	3	9	

組み合わせ⑧

- 1 対象校：宇賀小学校、小串小学校、川棚小学校

適正化後の学校位置：現在の川棚小学校の位置

- 2 児童数・学級数の将来推計

	令和12年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
宇賀小	1	0	0	0	0	6	7	1	0	0	0	0	1		2
小串小	4	6	6	3	5	6	30	1	1					2	4
川棚小	37	28	28	33	38	40	204	2	1	1	1	2	2		9

- 3 適正化後の児童数・学級数

	令和12年度推計						
	小学校（普通学級）						合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
児童数	42	34	34	36	43	52	241
学級数	2	1	1	2	2	2	10

組み合わせ⑨

1 対象校：豊北小学校、豊北中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の豊北中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和12年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
豊北小	9	11	19	20	19	23	101	1	1	1	1	1	1		6
豊北中	22	16	18	/	/	/	56	1	1	1	/	/	/	0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和12年度推計											合計
	小学校（普通学級）						小計	中学校（普通学級）			小計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年		
児童生徒数	9	11	19	20	19	23	101	22	16	18	56	157
学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	3	9

■アンケート調査

目的：「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（第4期）」の策定に際し、児童生徒の意見を参考にするため。

対象者：下関市立の小学校及び中学校の児童生徒（小学3年生～中学3年生）

実施時期：令和7年7月14日～令和7年7月18日

対象人数：児童 7,277人、生徒 5,488人

回答人数：児童 6,070人、生徒 4,514人

回答率：児童 83.4%、生徒 82.3%

考察・評価：学校の規模については、小学校では約72%が「今のままでよい」と考えており、中学校でも約82%が「今のままでよい」と考えており、現状を肯定的に受け止めている子供が多いことが分かる。

また、小規模校（通常学級が小学校6学級以下、中学校3学級以下）の児童生徒は、中・大規模校の児童よりは少ない人数を望んでいるものの、小学校においては約90%の児童が「10人以上がいい」と考えており、中学校においても同様に約94%の生徒が「10人以上がいい」と考えている。

学校の配置については、通学の面で小学校及び中学校とも「特になし」が最も多く現状を容認する傾向が見られるものの、「学校が遠い」と「荷物が重い」の意見も比較的多いため、学校統合を行う際には通学方法等について配慮する必要がある。

○アンケートの調査結果

【質問1】 あなたの学校を選んでください。※小学校又は中学校を選択する。

【質問2】 あなたの学年を選んでください。

【質問3】 あなたの小学校（中学校）の名前

【質問4】 あなたの学級（クラス）の人数について、次の中から1つを選んでください。

現在の学級の人数への満足度

小学生

No	回答項目	児童 回答数(人)	児童 回答割合
1	もっと多い方がよい	1,080	17.8%
2	今のままでよい	4,398	72.5%
3	もっと少ない方がよい	554	9.1%
4	その他	38	0.6%

中学生

No	回答項目	生徒 回答数(人)	生徒 回答割合
1	もっと多い方がよい	448	9.9%
2	今のままでよい	3,705	82.1%
3	もっと少ない方がよい	332	7.4%
4	その他	29	0.6%

【質問5】 【質問4】で答えたことについて、理由があれば書いてください。

小学生

a) もっと多い方がよい

No	主な意見
1	友達ができるから
2	沢山の人と関わりたいから
3	いっぱい友達がいたらうれしいから
4	クラスが楽しくなりそうだから
5	多い方が色々な意見がたくさん出て、クラスとして良いクラスになると思ったから

b)今のままでよい

No	主な意見
1	今のままが楽しいから
2	今の人数がちょうどいいから
3	多すぎると騒がしく、少なすぎると寂しいから
4	教室の広さでは、このくらいがちょうどいいから
5	クラスの現状に不満がないから

c) もっと少ない方がよい

No	主な意見
1	うるさくて集中できないから
2	人数が多いと教室がパンパンになるし、まとめるのも大変だから
3	人数が多いと喧嘩が多くなるから
4	少ない方が勉強しやすいから
5	問題が起きることが嫌だから

d) その他

No	主な意見
1	男女の数を大体同じにしてほしい

中学生

a) もっと多い方がよい

No	主な意見
1	多い方がコミュニケーション能力もあがるし、もっと楽しくなるから
2	友達が増えるから
3	いろいろな人と交流ができそうだから
4	もっと多くの人と関わりたいから
5	体育祭や文化祭など人数が多いほど、とても盛り上がるから

b) 今のままでよい

No	主な意見
1	今の人数がちょうど良いと思ったから
2	これ以上増えると教室に入らないから
3	この人数に慣れているから
4	今の生活がとても楽しいから
5	いろいろな人との関わりの経験を積むのに適切な人数だから

c) もっと少ない方がよい

No	主な意見
1	少人数制の方が集中できるから
2	人数が多いと、少し窮屈だから
3	自分は少人数の方が落ち着いて授業に取り組めるから
4	クラスのつながりを意識できるから
5	人数が多いのは苦手だから

d) その他

No	主な意見
1	クラスで男子が多く、女子が少ないため、男女の数を大体同じになってほしい
3	一人余りが出るので、クラスの人気は偶数がいい
4	どっちでもいい

【質問6】 学級（クラス）の人数は何人くらいがいいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

児童が求める1学級当たりの人数

小学生

	1～9人	10～19人	20～29人	30～35人
全体	264人 4.3%	697人 11.5%	2715人 44.7%	2394人 39.4%
通常学級が6学級以下の学校	99人 9.2%	241人 22.4%	470人 43.6%	268人 24.9%
複式学級を有する学校	77人 39.3%	93人 47.4%	19人 9.7%	7人 3.6%

中学生

	1～9人	10～19人	20～29人	30～35人
全体	68人 1.5%	207人 4.6%	1991人 44.1%	2248人 49.8%
通常学級が3学級以下の学校	17人 5.9%	25人 8.7%	146人 50.5%	101人 34.9%

【質問7】 【質問6】で答えたことについて、理由があれば書いてください。

小学生

a) 1～9人

No	主な意見
1	コミュニケーションが取りやすいから
2	人が多い所が苦手だから
3	発表がしやすく、話やすいから
4	少ない方が仲良くなれるから
5	静かで先生の話が聞きやすいと思うから

b) 10～19人

No	主な意見
1	まとめやすく、一致団結できるから
2	少なすぎても多すぎても嫌だから
3	これぐらいだと集中できるし、言われたことをすぐにできるから
4	人数が多いほど友達も増え、人とも触れ合えるから
5	クラス全員と話す機会が多くなるから

c) 20～29人

No	主な意見
1	にぎやかで楽しいから
2	多いクラスは嫌だから
3	ちょうどいい人数だから
4	先生の目が行き届くと思うから
5	まとまりやすいクラスになるから

d) 30～35人

No	主な意見
1	多ければ多いほど友達と話せて楽しい学校生活が過ごせそうだから
2	色々なタイプの人と仲良くなりたいから
3	沢山のひと話したり遊んだりできるから
4	多い方がクラスも楽しいと思うし友達も増えるから
5	友達が多い方が、一人ぼっちにならずに寂しくならないから

中学生

a) 1～9人

No	主な意見
1	少ない方が楽だから
2	少ない方が静かだから
3	あまり緊張せずに発表したり出来るから
4	大人数が苦手だから
5	そのくらいいたほうがクラスが安定するから

b) 10～19人

No	主な意見
1	誰か困っているときは、すぐに気付いてみんなも助けてくるから
2	人の名前を全て把握できるし、関わりやすい人数がこれくらいだと思うから
3	小学校では7人でだったが、10～19の方が発表しやすいし、盛り上がる人数と思うから
4	発表する時少ない方がいいから
5	多すぎても少なすぎても嫌だから

c) 20～29人

No	主な意見
1	あまりうるさくならないから
2	多すぎず、少なすぎずでちょうど良いから
3	いろんな人の意見が聞けるから
4	先生の負担は軽い方がいいし、少なすぎても沢山の意見があるという学級の良さが失われるから
5	小学校ですっとこの人数で慣れているから

d) 30～35人

No	主な意見
1	多い方が話す機会が増え、新しい発見ができるから
2	多い方が楽しいから
3	人数が多い方が楽しく授業を受ける事ができるから
4	勉強や協力したときに、色々なことができるから
5	多くの意見を共有できるから

【質問8】 学校へ通うのに1番困っていることは何ですか。次の中から1つ選んでください。

通学の課題

小学生

	学校が遠い		道がせまい		荷物（ランドセルなど）が重い		車が危ない		特になし		その他	
小学生	1233人	20.3%	160人	2.6%	1418人	23.4%	220人	3.6%	2828人	46.6%	211人	3.5%

中学生

	学校が遠い		道がせまい		荷物（ランドセルなど）が重い		車が危ない		特になし		その他	
中学生	1020人	22.6%	224人	5.0%	960人	21.3%	196人	4.3%	1884人	41.7%	230人	5.1%

■市立小学校一覧

令和6年5月1日現在

区分	所在地	学級	特別支援学級	児童			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技師	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和5年度		420	120	11,189	5,691	5,498	728	43	0	44	0	15	2	8(33)	43(38)	581	501	36
令和6年度		407	118	10,898	5,551	5,347	720	43	0	45	1	13	2	6(36)	45	552	537	36
1 養 治	本町二丁目6-1	6	2	106	50	56	11	1		1				(1)		8	19	
2 文 関	上田中町一丁目14-1	14	4	419	207	212	23	1		1		1		(1)		20	16	
3 名 陵	名池町10-1	11	3	241	116	125	21	1		1				(1)		15	16	
4 関 西	関西町12-1	4	2	42	22	20	8	1		1				(1)		6	18	
5 桜 山	上新地町二丁目5-10	6	2	134	66	68	11	1		1				(1)		8	20	
6 向 山	向山町14-1	10	4	256	138	118	18	1		1				(1)		15	31	
7 生 野	幡生本町7-14	12	4	279	140	139	22	1		1				(1)		16	9	
8 本 村	彦島本村町三丁目16-1	4	2	45	29	16	8	1		1				(1)		6	17	
9 西 山	彦島追町五丁目13-21	8	3	207	117	90	14	1		1				(1)		11	15	1
10 江 浦	彦島江の浦町三丁目4-1	10	5	237	121	116	22	1		1				(1)		16	15	
11 角 倉	彦島角倉町三丁目5-5	6	2	160	85	75	12	1		1				(1)		8	25	
12 向 井	彦島向井町二丁目20-1	7	2	197	92	105	13	1		1				(1)		9	15	
13 小 月	小月西の台6-1	12	3	292	157	135	22	1		1		1		(1)	3	15	10	
14 清 末	清末西町一丁目6-1	14	3	446	234	212	23	1		1		1		(1)	5	20	6	
15 王 司	王司神田六丁目9-1	15	4	467	263	204	26	1		1		1		(1)		19	8	
16 豊 浦	長府亀の甲二丁目2-1	27	6	877	425	452	47	2		2		1		1	8	35	18	
17 勝 山	秋根上町二丁目2-1	24	6	779	392	387	39	1		2		1		1		31	10	
18 川 中	伊倉本町19-1	19	7	622	315	307	33	2		1		1		1		29	11	
19 安 岡	安岡町三丁目5-5	25	4	779	397	382	39	1		2		1		(1)	7	30	10	
20 吉 見	吉見里町一丁目8-1	6	3	151	79	72	13	1		1				(1)		10	11	2
21 吉 母	大字吉母字塩谷287	1		2		2	3	1			1			(1)		1	9	
22 蓋 井	大字蓋井島字田町126-2	2		4	4		3			1				(1)	1	2	3	
23 吉 田	大字吉田字高田1044-2	3	1	30	14	16	6	1		1				(1)		4	8	
24 王 喜	王喜本町二丁目12-30	6	3	156	90	66	12	1		1				(1)	2	9	6	
25 内 日	大字内日下字坂本1031	4		19	8	11	6			1				(1)	2	4	7	3
26 山 の 田	山の田中央町13-1	19	3	590	279	311	29	1		1		1		1	6	23	13	
27 川 中 西	古屋町二丁目9-1	14	5	402	210	192	26	1		1				(1)		21	11	
28 垢 田	新垢田西町一丁目1-1	9	4	228	123	105	17	1		1				(1)		14	23	3
29 長 府	長府松小田北町14-1	13	4	415	224	191	22	1		1				(1)		20	21	
30 一 の 宮	一の宮住吉一丁目8-1	15	6	453	222	231	27	1		1		1		1	5	24	8	6
31 熊 野	熊野西町10-1	22	6	680	349	331	37	2		2		1		1		28	8	8
32 豊 東	菊川町大字上大野字上/原10020-1	6	2	187	94	93	11	1		1			1	(1)	2	8	13	3
33 岡 枝	菊川町大字吉賀字金蔵寺2494	6	2	128	69	59	11	1		1				(1)	2	8	8	
34 檜 崎	菊川町大字檜崎字殿屋敷215	4	1	37	20	17	7	1		1				(1)	2	5	10	
35 西 市	豊田町大字矢田字今籠132	6	2	91	45	46	11	1		1		1		(1)		8	10	2
36 豊 田 下	豊田町大字字流字貴布祿303	3	1	33	16	17	6	1		1				(1)		4	9	
37 室 津	豊浦町大字室津下字新田152-1	3		21	8	13	5	1		1				(1)		3	10	2
38 誠 意	豊浦町大字黒井字才井2200	6	2	155	65	90	14	1		1		1		(1)		9	17	
39 川 棚	豊浦町大字川棚字後葉3650-1	13	2	334	159	175	19	1		1		1		(1)		15	8	4
40 小 串	豊浦町大字小串字谷田ヶ浴617	3	1	20	11	9	6	1		1				(1)		4	12	
41 宇 賀	豊浦町大字宇賀字ふけ4961	3		22	14	8	5	1		1				(1)		3	13	2
42 豊 北	豊北町大字滝部字常安1200	6	2	155	82	73	12	1		1				(1)		8	10	

※ () は非常勤職員または会計年度任用職員、外数

令和6年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	校舎等							用地				左の内 借地	区分
			校舎保有面積				屋内運動場保有面積			面積					
			総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他		
42	42	39	184,246	175,871	7,375	1,000	37,231	7,727	29,504	833,608	344,280	379,639	109,689	30,591	令和5年度
42	42	39	183,102	175,481	6,621	1,000	37,237	7,727	29,510	832,592	343,458	379,639	109,495	30,389	令和6年度
○	配	○	4,593	4,456	137		809		809	10,589	5,131	4,607	851		1 養 治
○	配	○	6,392	6,294	7	91	968		968	18,544	7,752	6,646	4,146		2 文 関
○	配	○	3,818	2,961	857		887		887	15,336	6,945	6,518	1,873		3 名 陵
○	配	○	4,434	4,271	163		965		965	20,947	9,009	7,855	4,083		4 関 西
○	配	○	4,891	4,773	118		785		785	11,647	4,494	4,768	2,385		5 桜 山
○	配	○	7,952	7,807	145		936		936	20,208	9,260	7,438	3,510		6 向 山
○	配	○	4,327	4,277	50		928		928	14,271	5,449	7,184	1,638		7 生 野
○	配	○	4,685	4,370	265	50	806		806	14,537	6,463	5,298	2,776		8 本 村
○	配	○	4,946	4,738	208		879		879	25,481	12,731	11,603	1,147	20,832	9 西 山
○	配	○	4,783	4,638	145		918		918	18,047	10,018	7,825	204		10 江 浦
○	配	○	6,030	5,761	269		1,046	24	1,022	18,385	7,420	8,843	2,122		11 角 倉
○	配	○	5,029	4,823	206		890		890	31,467	12,712	14,583	4,172		12 向 井
○	○	○	3,746	3,627	119		1,156	1,156		26,279	8,618	9,058	8,603		13 小 月
○	○	○	4,481	4,216	92	173	814		814	19,686	9,033	9,315	1,338		14 清 末
○	○	○	4,499	4,258	241		981	981		18,538	7,553	9,731	1,254		15 王 司
○	○	○	8,633	8,476	157		1,404		1,404	29,261	20,743	8,518			16 豊 浦
○	配	○	5,658	5,574	84		1,123		1,123	29,844	10,369	12,931	6,544		17 勝 山
○	配	○	6,411	5,271	1,140		1,181		1,181	24,071	9,501	12,762	1,808		18 川 中
○	○	○	6,069	5,988	81		1,189		1,189	20,566	8,743	9,890	1,933	9,353	19 安 岡
○	○	○	3,873	3,834	39		980		980	24,594	7,948	12,319	4,327		20 吉 見
○	配	○	1,961	1,843	118		868		868	11,517	5,349	6,168			21 吉 母
○	○	○	273		273		767		767	8,637	1,571	4,902	2,164		22 蓋 井
○	配	○	1,924	1,820	33	71	868		868	15,285	4,653	10,632			23 吉 田
○	○	○	2,847	2,806	41		906	906		17,861	7,386	8,739	1,736		24 王 喜
○	○	○	2,015	1,970	45		881		881	13,323	6,657	6,018	648		25 内 日
○	○	○	5,708	5,633	75		811		811	17,902	6,946	8,798	2,158		26 山 の 田
○	配	○	5,313	5,165	148		788		788	17,018	6,005	9,822	1,191		27 川 中 西
○	配	○	6,410	6,339	71		1,011		1,011	27,104	9,928	12,728	4,448		28 垢 田
○	配	○	7,270	7,185	85		1,131		1,131	30,014	10,878	10,932	8,204		29 長 府
○	○	○	5,900	5,900			1,018		1,018	32,143	10,778	12,200	9,165	204	30 一 の 宮
○	○	○	6,223	5,990	233		1,015	1,015		31,042	11,935	11,740	7,367		31 熊 野
○	○	○	3,351	2,712	620	19	648		648	21,195	10,336	8,863	1,996		32 豊 東
○	○	○	2,799	2,769	30		544		544	17,131	5,916	6,546	4,669		33 岡 枝
○	○	○	2,011	1,686	69	256	525		525	19,664	5,730	8,699	5,235		34 檜 崎
○	配	○	3,076	3,037	3	36	694		694	14,331	7,680	6,008	643		35 西 市
○	配	○	1,696	1,665		31	680	680		15,966	7,153	8,813			36 豊 田 下
○	配		2,087	2,037		50	785	785		19,699	8,380	11,319			37 室 津
○	配		4,062	3,972	75	15	561		561	16,216	4,685	11,375	156		38 誠 意
○	配	○	4,169	3,945	116	108	911		911	22,290	9,993	12,297			39 川 棚
○	配		3,144	3,098	13	33	607	607		14,632	7,809	5,835	988		40 小 串
○	○	○	2,542	2,480		62	779	779		11,772	4,773	6,269	730		41 宇 賀
○	配	○	3,071	3,016	50	5	794	794		25,552	9,025	13,244	3,283		42 豊 北

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立中学校一覧

令和6年5月1日現在

区分	所在地	学級	特別支援学級	生徒			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和5年度		181	60	5,737	3,005	2,732	431	27	0	22	0	7	0	9(13)	13(5)	263	461	20
令和6年度		186	59	5,530	2,820	2,710	425	27	0	22	0	6	0	8(13)	7	248	461	13
1 日 新	上田中町一丁目15-1	11	2	307	163	144	23	1		1				(1)		13	27	
2 向 洋	向洋町一丁目14-1	6	2	150	73	77	14	1		1				1		8	23	
3 文 洋	上新地町五丁目6-1	7	2	111	58	53	16	1		1				1		9	35	
4 名 陵	丸山町一丁目13-3	4	2	112	53	59	11	1		1				1		6	23	
5 東 部	清末陣屋5-10	17	4	591	310	281	34	1		1		1		(1)		21	20	
6 長 府	長府逢坂町3-1	13	3	423	206	217	29	1		1				1		17	17	
7 勝 山	秋根上町二丁目5-1	17	4	549	272	277	34	2		1		1		1		21	11	
8 川 中	伊倉新町四丁目6-1	20	5	674	324	350	41	5		2		2		(1)		26	54	
9 安 岡	安岡町四丁目2-1	12	3	362	197	165	23	1		1		1		1	4	15	17	2
10 吉 見	永田本町一丁目3-10	3	1	67	39	28	9	1		1				1		4	13	
11 彦 島	彦島江の浦町二丁目25-1	10	3	314	148	166	24	1		1				(1)		13	27	
12 玄 洋	彦島本村町二丁目8-1	5	2	112	65	47	13	1		1				(1)		7	28	
13 木 屋 川	木屋川南町二丁目660	3	3	92	50	42	11	1		1				(1)		6	12	
14 内 日	大字内日下字坂本1031	2	1	13	6	7	8	1								3	1	
15 山 の 田	山の田本町8-1	12	5	395	216	179	28	1		1				1		17	21	
16 垢 田	大字垢田字笹原1127-6	10	3	325	175	150	22	1		1				(1)		13	26	
17 長 成	長府日の出町4-1	8	4	230	113	117	18	1		1				(1)		12	19	2
18 菊 川	菊川町大字下岡枝字上室屋1-2	6	2	176	94	82	15	1		1				(1)	3	8	15	
19 豊 田	豊田町大字矢田字鎮守434	3	2	73	35	38	10	1		1				(1)		5	14	
20 豊 洋	豊浦町大字黒井字馬神10724-1	4	2	103	54	49	11	1		1				(1)		6	15	
21 夢 が 丘	豊浦町大字小串字夢が丘10145	8	2	250	120	130	16	1		1				(1)		11	16	4
22 豊 北	豊北町大字滝部字幸神1244-36	4	2	100	49	51	11	1		1		1		(1)		6	27	5
23 蓋 井	大字蓋井島字田町126-2	1		1		1	4									1		

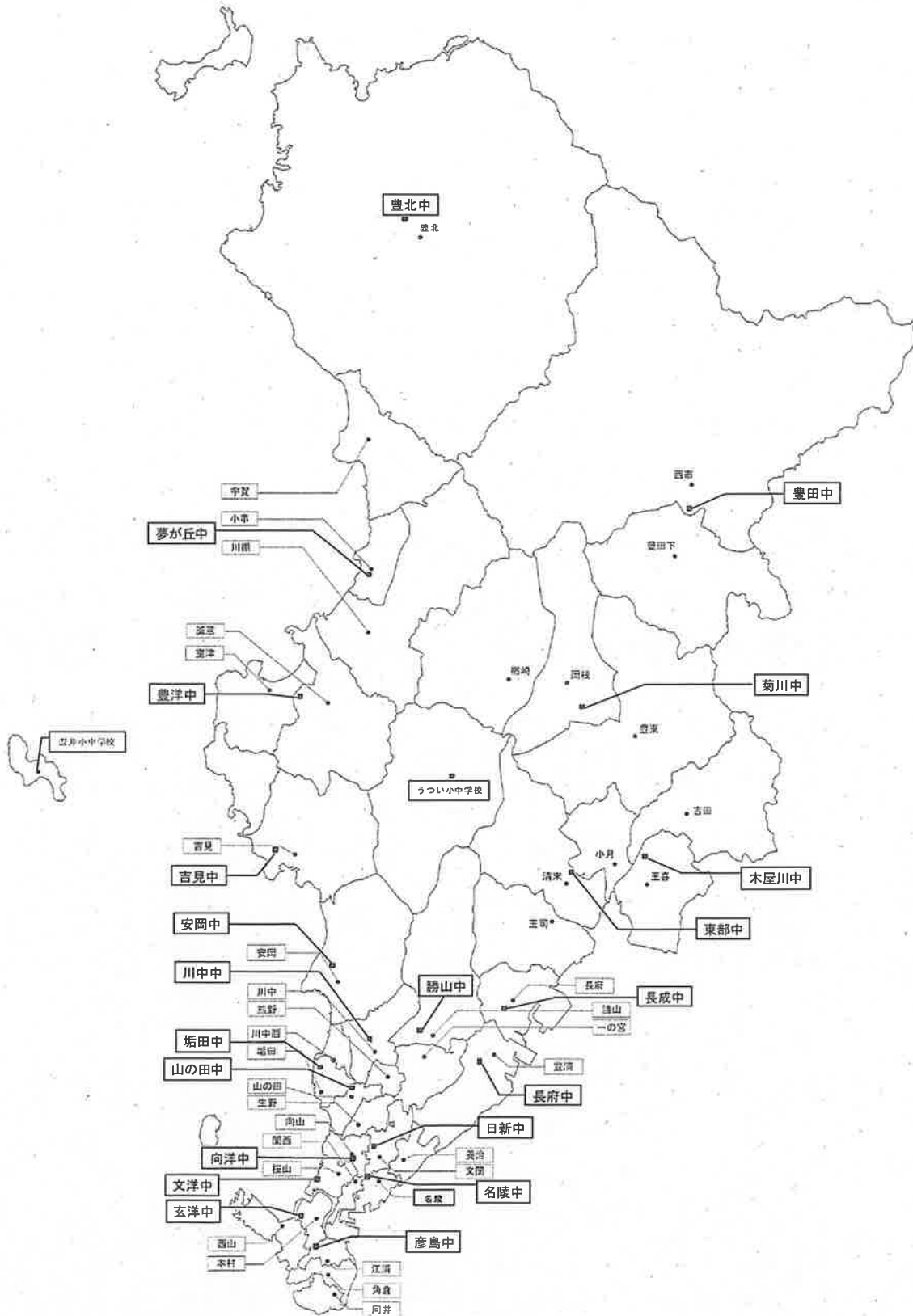
※ () は非常勤職員または会計年度任用職員、外教

令和6年5月1日現在

保 健 室	給 食 室	水 泳 プ ール	武 道 場	校舎等								用地					区 分
				校舎保有面積				屋内運動場保有面積				面積				左の内 借地	
				総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物地	屋外遊場	その他			
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	21,746	9,424	12,322	783,123	243,848	277,554	261,721	20,336	令和5年度	
22	22	20	17	124,923	119,189	5,663	71	20,967	9,424	11,543	770,376	237,962	271,013	261,401	20,336	令和6年度	
○	配	○	○	6,683	6,368	315		812	812		33,695	8,355	7,957	17,383		1日新	
○	配	○	○	5,771	5,376	395		1,192	1,192		30,529	13,250	12,340	4,939	17,258	2向洋	
○	配	○	○	7,450	6,925	525		749	749		25,490	12,248	7,803	5,439	2,888	3文洋	
○	配	○	○	5,038	4,946	92		758	758		16,391	7,299	8,016	1,076		4名陵	
○	○	○	○	6,299	6,194	105		819	819		73,459	12,331	13,118	48,010		5東部	
○	配	○	○	6,843	6,315	528		1,026		1,026	57,236	12,519	15,171	29,546		6長府	
○	配	○	○	6,858	6,806	52		961		961	29,899	11,510	10,694	7,695		7勝山	
○	配	○	○	12,131	12,131			2,299	133	2,166	33,753	19,553	14,200			8川中	
○	○	○	○	6,212	5,555	657		1,019		1,019	34,816	12,251	16,299	6,266		9安岡	
○	配	○	○	3,506	3,208	298		994		994	26,753	10,472	14,832	1,449		10吉見	
○	配	○	○	7,322	6,737	585		817	817		37,778	10,785	16,491	10,502		11彦島	
○	配	○	○	6,233	5,606	627		1,130		1,130	46,640	12,069	15,768	18,803		12玄洋	
○	○	○	○	3,091	3,002	89		602		602	20,607	7,021	10,435	3,151		13木屋川	
				218	218											14内日	
○	配	○	○	6,530	6,368	162		985		985	20,761	9,116	10,254	1,391		15山の田	
○	配	○	○	6,464	6,022	442		1,234		1,234	33,053	12,000	15,000	6,053		16垢田	
○	配	○	○	5,549	5,491	58		1,178	1,178		35,095	8,864	15,910	10,321		17長成	
○	○			3,234	2,664	543	27	828		828	26,465	11,341	15,124			18菊川	
○	配	○		2,919	2,813	62	44	1,123	1,123		25,538	11,437	13,859	242		19豊田	
○	配	○		3,441	3,337	104		676	78	598	19,928	6,302	9,997	3,629		20豊洋	
○	配			5,580	5,580						23,423	5,611	11,500	6,312		21夢が丘	
○	配	○	○	7,527	7,527			1,765	1,765		118,877	23,628	16,245	79,004		22豊北	
				24		24					190			190	190	23蓋井	

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立小・中学校配置図（令和7年度）



下関市立学校適正規模・適正配置基本計画

(第4期計画期間：令和7年度～令和11年度)

令和7年 月

発行／下関市教育委員会

編集／下関市教育委員会 教育部教育政策課

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号

電話 083 (231) 1560 FAX 083 (222) 8338

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（案）
地元説明会開催状況について

◇地元説明会の開催（日程・会場・参加人数）

	(日時)	(会場)	(参加人数)
1	7月 8日 (火) 19時～	豊田生涯学習センター 第1・2研修室	22人
2	7月 10日 (木) 19時～	木屋川中学校 図書室	45人
3	7月 12日 (土) 10時～	西部公民館 講堂	24人
4	7月 12日 (土) 14時～	向洋中学校 音楽室	19人
5	7月 15日 (火) 19時～	黒井公民館 多目的室2	20人
6	7月 17日 (木) 19時～	室津公民館 講堂	33人
7	7月 22日 (火) 19時～	宇賀ふれあいセンター 第1講座室	24人
8	7月 24日 (木) 19時～	小串公民館 講堂	31人
9	7月 29日 (火) 19時～	菊川ふれあい会館 小・中ホール	13人
10	7月 31日 (木) 19時～	滝部公民館 講義室	13人
		合計	244人

「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果

1. 意見募集期間

令和7年7月1日から令和7年7月31日まで

2. 意見応募状況

応募者数： 29名／意見件数 60件（8/19 時点の整理）

3. 計画への反映状況

A：1件 B：2件 C：36件 D：20件 E：0件 F：1件

4. 意見の要旨と市の考え等

A： 意見を踏まえて施策を補足修正、または追加した
 B： 軽微な文言修正を行った
 C： 施策の補足修正、追加を行わなかった
 D： 施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
 E： パブリックコメントの対象外の意見として扱った
 F： 公表しない意見

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
1	1	I 基本計画策定の趣旨等 1 適正化の必要性と計画策定の趣旨	小規模学校は一長一短ありますが離島と同じく地域に根付いているため、少子化が進むなか可能な限り残す政策を考える必要がある。中学校に関しては逆に統合、大規模化を進めて成長期に適した政策をしないと少子化に対応できなくなる。廃校、統合を繰り返す事になる。	教育委員会としては、集団の中で、多様な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するために、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。なお、学校統合については、保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきたきながら進めてまいりたいと考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
2	1	I 基本計画策定の趣旨等 1 適正化の必要性と計画策定の趣旨	統合を決める理由が児童数だけでなく、通学時間や距離等についても検討する必要がある。学校が少なくなることでも、下関が子育てしにくい印象になり、人が離れて、更に少子化が進まないようにしないといけない。廃校ではなく分校にしても良い。	学校統合の適正化の組み合わせについては、適正な規模だけでなく、適正な配置の面も考慮しております。一定の集団規模を確保し、よりよい教育環境を実現することには、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
3	1	I 基本計画策定の趣旨等 1 適正化の必要性と計画策定の趣旨	これ以上の学校統廃合に反対の立場、学校教育は「集団の中で・・・、社会性を身につける」に重きをおくのではなく、教育の目的が「人格の完成」を目標にするように、一人ひとりの子どもたちが細やかに目配りされるべきだと思う。	ご指摘のとおり、「一人ひとりの子どもたちが細やかに目配り気配りされ、誰もが豊かに育ちながら集団の中で多様な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するたためには、一定の集団規模を確保することにも必要であると考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
4	1	I 基本計画策定の趣旨等 2 計画の目的	義務教育で『「生き抜く力」を育てる』とは何か。それは学校統合をしなければ出来ないことなのか。	下関市では、教育振興基本計画を策定し、子供たち一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、持続可能な社会の創り手として、未来に向けて歩んでいくことのできるよう、その基盤となる力を「生き抜く力」とし、「確かな学力」「豊かな心」及び「健やかな体」を3つの柱として「生き抜く力」を育成します。学校教育によって生き抜く力を培っていくためには、学習集団として一定の学校規模が必要であると考	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反岐区分
9	8、14	適正化の基本的な考え方 適正配置の基準 適正化における留意事項 通学の安全確保	統廃合により学校までの距離が大きくなり、保護者として大きな不安を感じる。特に小学校の低学年の児童は、従来の生活圏から離れた場所に通うこととなる可能性がある。1徒歩でおおむね4キロ以内」との基準が示されているが、4キロは小学生の足性を心配する保護者も多いと思う。また、近年の猛暑の中、下校時刻の14時、16時の特に暑い時間帯においては熱中症などのリスクも否めない。この点について、例えば以下のような対策について検討してほしい。 通学距離に応じて、見守り用のGPS端末を無償または補助付きで提供する。 スクールバス利用児童に対しても、見守り用のGPSがあれば保護者がスマートフォン等で乗降の確認が可能で、昨今の取り残し事件の不安も解消できる。 徒歩での下校に一定時間以上要する児童については、夏季の高温時間帯を避けるため、一時的に児童クラブ等での預かりを行い、保護者の希望する夕方以降の時間帯に下校できるような柔軟な措置。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対しては、本計画においては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
10	8	適正化の基本的な考え方 適正配置の基準	スクールバスが4キロ以上でないと運行されないと聞いた。小串に居住しているとほとんど利用できない。低学年の子供が可哀想。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対しては、本計画においては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
11	8	適正化の基本的な考え方 適正配置の基準	「通学4キロ以上」の規定は子どもも安全や健康のためにはひどすぎる。約2kmを考慮すべきだ。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対しては、本計画においては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
12	8	III 3 適正化の基本的な考え方 3 適正配置の基準	スクーールバス「4km以上」の見直しをお願いしたい。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対する支えについては、本市独自の施策の拡充には至っていないため、本計画においては検討課題としつつ、適正化の実施に向けては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断していくものと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
13	8	III 3 適正化の基本的な考え方 3 適正配置の基準	学校が遠くになると、特に低学年の子供達は通学が大変なため、送迎のバスを4kmより短くした方がよい。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対する支えについては、本市独自の施策の拡充には至っていないため、本計画においては検討課題としつつ、適正化の実施に向けては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断していくものと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
14	8	III 3 適正化の基本的な考え方 3 適正配置の基準	通学距離4km以内はバス通学ではないとなれば最近の30℃を超えるような天気では児童の体力では危険。近距離通学を保証すべき。	教育委員会としても小学校低学年の児童が炎天下の中で4km歩くのは負担が大きいと考え、本計画において、その旨を記載しています。遠距離通学に対する支えについては、本市独自の施策の拡充には至っていないため、本計画においては検討課題としつつ、適正化の実施に向けては地域での協議の中で個別の事例を聴きながら適用については、現行の基準に基づき判断していくものと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
15	9	IV 1 適正化の具体的な方策 1 適正化の検討対象校・優先対象校	「第3期計画期間に小中一貫教育校として開校した名陵学園（名陵小学校、名陵中学校）…（略）優先対象校から除外するもの」としているが、これでは「適正化」の基準が曖昧に感じる。学級数、人教を基準に考えているのであれば、いったん統合している、いないにかかわらず、同じように現場や子どもたちの実態から考えなければならぬと思う。	第3期計画期間内に学校統合が完了した学校については、検討委員会においても意見があり、統合直後の次期計画において再度統合することについて、保護者や地域住民のご理解を得ることが困難と考えられます。第4期計画におきましては、小規模であっても優先対象校から除外していただきます。なお、長期的には再度の統合も検討が必要とと考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
16	9	IV 1 適正化の具体的な方策 1 適正化の検討対象校・優先対象校	適正規模を超える学校を対象校にしない理由を明記することを求める。一般的に問題が多く発生するのは大規模校である。ここを解消しようとする理由が不明。	下関市においては、適正な規模の基準を小学校及び中学校とも12学級から24学級としています。大規模校については、25学級以上を検討対象校としておりますが、令和12年度推計においては、25学級を超える学校がないため、適正化の組み合わせには含まれていません。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
17	9	IV適正化の具体的な方策 1 適正化の検討対象校・優先対象校	3期中に、適正規模とはいえない、名陸学園、うついで小中学校、壺井小中学校、吉見小中学校を統合、新設した理由が不明。小中一貫教育校はなぜ適正規模でなくして良いのか。その理由を記述しないと、優先対象校の根拠がゆらぐ。	適正化の手法は、原則として統合により行い、適正化が困難な地域への対応として小中一貫教育校を検討することとする。第3期計画期間内には、検討委員会において意見がまとまらず、第4期計画において再検討することについて、保護者や地域住民の理解を得ることに努めます。第4期計画におきましては、小規模であっても優先対象校から除外させていただきます。長期的には再度の統合も検討が必要と考えられます。壺井小中学校については、離島における学校教育の施策であるため、本計画における取組みの対象とはしていません。	A：意見を踏まえて施策を補正修正、または追加した
18	9～12	IV 適正化の具体的な方策 1 適正化の検討対象校・優先対象校 2 地域区分別の優先対象校 3 適正化の手法 4 適正化の組み合わせ 5 長期的な視点での適正化	保護者はもとより、地域住民、そして何より子どもたちの意見も聞き取りながら、その地域にとどめていくか、あるいは、住民に寄り添って考え、結論を導いていくべき。ここはどうかと上からかぶせていくやり方方には反対。	意見交換会等において、学校統合の必要性、施設の状況、地理的状況を踏まえたご意見を保護者、地域の皆様及び子どもたちからもいただきました。進めてまいりたいと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
19	9～12	IV 適正化の具体的な方策 1 適正化の検討対象校・優先対象校 2 地域区分別の優先対象校 3 適正化の手法 4 適正化の組み合わせ 5 長期的な視点での適正化	小中一貫教育校が増えていく計画だが、小中一貫教育校の「施設一体型」「施設分離型」それぞれが現在どうなっているのかの検証が先ではないか。双方を比較・検証のうえで組み合わせを示す必要性が検討委員会でいわれていたがその実施はどうか。意見は意見として聞くだけなのか。	現在、本市においては、統合前の各校の状況を踏まえ、「施設一体型」「施設隣接型」及び「施設分離型」の3つのタイプの小中一貫教育校を設置しています。開校にあたっては、それぞれのタイプの特性を踏まえ、各校の教育活動が展開されるよう、小中一貫教育実施計画を作成しています。各学校の学校評価等により、成果や課題を分析し、各学校の教育活動の更なる充実を図るとともに、新たに統合を予定している学校の学校の学校づくりに生かすこととされています。	C：施策の補正修正、追加を行わなかった
20	11	IV 適正化の具体的な方策 4 適正化の組み合わせ 5 長期的な視点での適正化	とくに統合後に、老朽化した現在の校舎を使い続けるのもいいのか。多くの学校で、雨漏りや外壁の剥落等が起きており、危険な状況になっていること。多くの大人たちが懸念している。「子供たちにとっては、よりよい教育環境の実現を目的とするならば、児童・生徒の人数だけでなく、老朽化問題を解決し、安全な場所に清潔で過ごしやすい学校をつくるべきだと思う。それを踏まえて統合だけ生徒数や学級数のみを材料にして統合を進めるのであれば、誰にとっても「適正」なのかといわれれるのも当然であるように思う。	本市の学校統合においては、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指す必要があることから、原則としては既存校舎の活用を基本に検討したうえで、考えます。必要校舎や校舎の老朽化等の状況を踏まえ、保護者や地域の皆様の意見をいりまきながら、必要な施設整備について検討してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
21	11	IV 3 適正化の具体的な方策 3 適正化の手法	小中一貫校を適正化の手法であげながら、地元説明会で要望のあった「小規模特認校制度」も適正化の手法の一つとして記載すべきだ。うつつい小中学校に通学する児童生徒が増えたのは小中一貫校だからではない。「小規模特認校」制度を導入したからだ。	現在、下関市においては、うつつい小中学校で小規模特認校制度を導入しています。うつつい小中学校と中学校を1つにして小中一貫教育校をスタートし、これに併せて、地理的な条件等から通学区区域制度の弾力的運用として、小規模特認校を導入したものです。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
22	12	適正化の組み合わせ②関係	桜山小はまことに学校用地が狭く民間用地との境もわからず、校内に私道などが存在し、どこからでも校内に入りが出来る。表の門扉など全くなく、かつての殺人未遂事件発生による集団登下校などPIA各位の大変なご苦労と裏門に絶えずパトカーの協力など極めて不安である。「敷地内に私道、私有地があり門扉閉鎖できないう問題」に対して、現在、どのような対応を取られているか。	桜山小学校については、学校敷地の一部が、旧桜山幼稚園に向かう道路となっており、学校敷地を抜けた先にある民家はこの道路を使わなければ車が進入不可能となっており、ご指摘の通り、現在も門扉は閉められない状況です。現時点では、現在、学校敷地内に防犯カメラの設置を計画しており、防犯カメラによる監視も含めて今後子ども供たちの安全をこれまで通り確保していきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
23	12	適正化の組み合わせ②関係	意見書に添え提出した新聞の令和3年6月6日の1面には20年前の国からの通知（教職員らを登下校中に校門が空いている際には門に立たせさせること）が徹底されないと、3面には20年前の大坂教育大付属池田小学校の乱入殺傷事件が大きく報道されています。令和7年6月8日には事件から24年経過した今日改めて学校安全活動への注意が示されました。多くの不安を有する桜山小がこの指摘に該当する一校であるとすれば、桜山への統合は下関市の恥ではないかと心配をしております。	学校の立地環境については、地域によってそれぞれ異なっていますが、日々子ども供たちの安全確保に努めています。現在、学校敷地内に防犯カメラの設置を計画しており、防犯カメラによる監視も含めて今後子ども供たちの安全をこれまで通り確保していきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
24	12	適正化の組み合わせ②関係	桜山小のプールについて、プールの上に体育館を建てたため、太陽がほとんどあたららず、水温が極めて低く危険である。	ご意見として承ります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
25	12	適正化の組み合わせ④関係	吉田小学校と王喜小学校を統合しても、王喜小学校より小月小学校の方が近くなる児童もおり、吉田地区の児童委員が王喜小学校に通うとは限らない。木屋川中学校は、ますます生徒の減少が進み小中学校になる。	各校の小規模化の状況及び複式学級の解消の観点等から、適正化の組み合わせ④の統合案を示しています。適正化に向けては、意見交換会を開催し、統合の必要性等についても保護者や地域の皆様から意見をいただきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
26	12	適正化の組み合わせ④関係	第3期計画では、木屋川中学校に王喜小と吉田小を集め、施設一体型の小中一貫教育校であった。しかし、第4期計画では吉田小が王喜小に行く施設分離型の小中一貫教育校となっていた。施設一体型の一貫校のメリットは理解できるが、分離型の一貫校にはデメリットが感じられない。	小中一貫教育では、これまでの小中連携教育をより深化して取り組むべく考えています。効果的に小中一貫教育を進めていくために、児童生徒数や施設の種類等を踏まえ、木屋川中学校区としては、施設分離型として小中一貫教育を推進していくこととしています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
27	12	適正化の組み合わせ④関係	吉田小学校の廃校は、吉田地区の衰退を一層早めていく。吉田地区は懸命にまちづくりを行っており、吉田への若者移住促進に努めているが、そのような活動への意欲も一挙に衰退していく。財政第一主義ではなく、都市部と中山間地とが、互いに支えあっていく社会づくりにむけて、行政はその責任を果たすべき。	地域から見た学校は、防災、地域の交流の場など様々な機能を有しており、学校づくりがまちづくりと密接に関わっています。このため、学校統合は、保護者や地域住民との相互の説明を行うとともに、保護者や地域住民との相互理解のもとに進めてまいります。同時に、集団の中で多様な考え方に触れ、協力し合いを伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するためには、一定の集団規模を確保することが重要と考えられています。また、よりよい教育環境を実現することは、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
28	12	適正化の組み合わせ⑤関係	檜小学校の先生方は全員両校小に移動されることへの精神的負担軽減を考えると現在の先生方との関係を継続した配慮をお願いしたい。	学校統合を行う場合、子供たちが安心して統合校に通学できるように教職員の配置も含めて留意してまいります。通学に関する場合は、統合後の児童生徒の通学の安全を確保するため、実際の通学経路や防犯面など、具体的な意見をいただきながら検討してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
29	12	適正化の組み合わせ⑥関係	西市小、豊田中の小中一貫教育体制でよいと思えます。むしろ豊田中と西市小と一緒にしたときに同時に豊田下小も西市小と一緒にするればよかったです。複式学級は避けた方がよい。廃校跡地の有効活用も同時に計画していただきたい。他部署との連携が必要。何も使用されないままだと結局、大幅なコストもかかる。	今後、学校統合につきましても、保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいります。廃校跡地につきましても、行政需要、民間活用、地域の方の利用等を含め、学校跡地の活用は、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら、他自治体の活用例等も研究・示しつつ考えていきます。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
34	12	適正化の組み合わせ⑩関係	川棚小学校は、浸水想定区域に指定されている。河川改修しなければ自然的安定は保証できなため、統合して川棚小学校にいくことは不自然である。	意見交換会にていただいた意見と、現在の川棚小学校の防災対応や施設の現況を踏まえ、防災関係部局とも調整しながら、児童生徒の安全な学校生活を確保してまいります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
35	12	適正化の組み合わせ⑨関係	宇賀・小串は夢が丘中の近くに夢が丘小学校を作っていると思う。川棚小は災害の時に対応が難しいと思う。	豊浦地区でお示ししている適正化の組み合わせについては、様々なご意見があると考えています。引き続き、学校統合については、保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきたきながら進めてまいりたいと考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
36	13	適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順 2 適正化後の検証 3 総合支所管内の適正化	保護者はもとより、地域住民、そして何より子どもたちの意見も聞き取りながら、その地域にとっても、住民に寄り添って考え、結論を導いていくべき。	意見交換会等において、学校統合の必要性、施設の状態、地理的状況を踏まえたご意見を保護者、地域の皆様及び子どもたちからもいただきたきながら進めてまいりたいと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
37	13	適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順 2 適正化後の検証 3 総合支所管内の適正化	保護者や地域の「理解」「協力」を得るためには、既存の学校同士を統合する（場所が離れていても）やり方だけでは納得されない。豊田町の地元説明会で「今、どんな教育がされているか見せてほしい」という意見が出たそうだが、今どんな教育がされているかを知らることが大事であるように思う。老朽化した学校同士を統合するだけでなく、将来を見据えた新築なども提案していくべきではないか。	本市の学校統合においては、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があることから、原則として既存校舎の活用を基本的に検討したいと考えています。必要教室数や校舎の老朽化等の状況を踏まえ、保護者や地域の皆様の意見をいりまきながら、必要な施設整備について検討してまいります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
38	13	V 適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順	地元説明会で質問に答えていたように、地元のご意見がない限り統廃合はないことを明記すべき。	学校統合につきましても、適正化にあたっての協議の中で結論に至るものであり、これまでも地元のご意見としては統廃合を行っておりません。 本計画は基本的な取組の考え方を示すものとして、P13には「保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力のもとに進めるもの」とします」と記載しております。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
39	13	V 適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順	「学校運営協議会の代表者等」とは誰を指すのか。「保護者や学校運営協議会、自治会関係者等との協議により」と書き直すべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。	B：軽微な文言修正を行った
40	13	V 適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順	「実施手順」であるなら、手順をわかりやすく記載する必要があるのではないか。	計画案では、学校統合の実施に関する基本的な考え方を示したものととなります。具体的な実施手順等は、第3期計画と同様に、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めていくことにより変わりはありませんが、現行のものに比べて柔軟な対応を行ってまいります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	担当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
41	13	V 適正化の実施に関する事項 1 適正化の実施手順	「保護者や学校運営協議会の代表者等との協議により、学校の適正化（統合校の位置、時期など）について合意を得なければ進めない」という趣旨の文言が、協議の合意を得るための「確認」「合意」は、そもそも、市教育委員会の呼びかけの協議で得られたものなのか、寧ろ、協議の各団体、更に地域の皆様全てに呼び掛けて行う自主的な「話し合い」「協議」の結果として、適正化案（統合案）に賛成・賛成・止むを得ない●反対のいずれかの対応を決定し、結果を市教育委員会に伝え、その内容が賛成、又は●止むを得ないという「確認」をした場合を意味しているのか？又は全く違った意図なのか、伺いたい。	合意形成のアップロードについては、様々な形態が考えられますが、過去の例では、統合に関する協議を進める中で、保護者や地域の皆様と統合に必要な具体的な内容を協議する組織を立ち上げ、「学校統合にあたっての配慮事項の要望」や「学校統合を必要とする旨を確認したことを示した書面を作成し教育委員会に提出していただいていた」として、統合台意の判断を定めています。これは、これと同様の書面を作成いただいた段階を想定しています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
42	14	VI 適正化における留意事項 1 適正化前の児童生徒の交流 2 教職員の配置 3 通学の安全確保 4 適正化後の支援体制等の充実 5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応 6 学校跡地の有効活用	保護者はもとより、地域住民、そして何より子どもたちの意見も聞き取りながら、その地域にとどめてほしいという声がかたがたが聞き取れるように、住民に寄り添って考え、結論を導いていくべき。	意見交換会等において、学校統合の必要性、施設の状況、地理的状況を踏まえたいご意見を保護者、地域の皆様及び子どもたちからいただきます。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
43	14	VI 適正化における留意事項 1 適正化前の児童生徒の交流 2 教職員の配置 3 通学の安全確保 4 適正化後の支援体制等の充実 5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応 6 学校跡地の有効活用	地域住民への対応の記述がないのが気になる。例えば、A校とB校が統合し統合位置がA校になったとすると、B校にかかわって来た地域住民が置き去りにされている。B校側の住民に対してはA校に来てこれまでものようなかかわりをしてもらおうための動きはしているのか。結果として長年学校に協力してきた住民が離れていっているように感じる。	過去の事例として、学校統合を行っても、小学校区内の地区だけの学校という認識ではなく、小学校区内の地区の学校として多くの皆さんに学校を支援していただいている。統合前の状況と異なることがありまが、住民の皆さんによる登下校の見守りや、授業支援等も引き続き行っている。今後、学校と地域との連携・協働による教育活動を進めてまいります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
44	14	VI 適正化における留意事項 5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	統合にあたり、特別支援学級については当然ながら必要数の教室の確保がなされるものと思いますが、通級指導教室についても同様に配慮・拡充いただきたいと思います。通級指導教室は市内でも限られた学校にしか設置されており、私自身の子も該当校に進学したにもかかわらず、「通級は順番待ち」とのこと、結局利用できないままとなつています。支援を必要とする児童が、必要な観点から重要であり、今後の学校再編においては、通級指導教室の適正配置と受け入れ枠の拡大もぜひ検討いただきたく存じます。	教育委員会としても、追級指導教室は必要と考えていますが、今後も山口県教育委員会に対し、学校の児童生徒の状況を踏まえつつ、要望・協議してまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
45	14	適正化における留意事項 3 通学の安全確保	通学道路の整備並びに防犯対策の措置等、更に地域住民による安全サポートも合わせハード・ソフトの改善事業を推進すべきである。	下関市では、「下関市通学路交通安全対策プログラム係小・中学校、市PTA連合会及び教育委員会が連携し、通学路の安全対策を毎年行っています。通学路の安全対策につきましては、「下関市通学路交通安全対策プログラム」を通じて引き続き行ってまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
46	14	適正化における留意事項 6 学校跡地の有効活用	空地利用対策として、総合的な地域振興に資する計画を策定されたい。	行政需要、民間活用、地域の方の利用等を含め、学校跡地の活用は、保護者や地域の皆様からご意見をいただくながら、他自治体の活用例等も研究・示しつつ考えていきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
47	14	適正化における留意事項 3 通学の安全確保	吉田地区は広く、危険動物との遭遇の機会もあるため、現在の決まりにとらわれず、児童・生徒の安全を守る上で、スクールバスのきめ細かくで弾力的な運用を考慮してほしい。	通学路の安全確保は重要な課題であり、児童生徒が安全に通学できるように留意してまいります。また、統合にあたっての通学負担の増加は考慮すべき課題として、スクールバスの導入検討を含め、保護者や地域の皆様の意見をいただきながら検討を進めてまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
48	全体		学校統合について、大人の考えだけでなく、今の子ども達、児童・生徒の考えも聞いてほしい。	本計画の策定にあたり、子供たちの意見を聞くため、小学3年生から中学3年生を対象にアンケート調査を令和7年度の1学期に実施いたしました。質問内容については、適正規模・適正配置や統廃合に関する直接的な質問ではなく、クラスの人数等に関する質問として集計結果については、市のHPで公表する予定としてまいります。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
49	全体		人数だけでの合併はやめてほしい。地域、社会、子どもたちの声を聞いて下さい。豊浦町にも小規模特認校が設置されることを望みます。多様性の時代、必要ではないでしょうか。	現在、下関市においては、うつし小中学校で小規模特認校制度を導入しています。うつし小中学校の場合も、第3期計画で適正化の手法として小中一貫教育校の運用として小規模特認校を導入しました。これに併せて複式学級の解消のため、各学年で複式が解消できる10名程度を募集人数としてスタートしました。現在、その定員まではまだ至っていない状況です。また、成果と課題についても現在、検証しているところであり、そうした状況で、同じ市内に複数の小規模特認校を設置するということは、現時点では考えておりません。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
50	全体		在籍者が少ないから学校を廃止するという論法で行けば、学校を中心とする地域が衰退するのは目に映えている。小規模校を充実すれば、学校を愛する地域の人が増え、人気も高まることになると考える。	学校統合については、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民との相互理解のもとに進めてまいりたいと考えています。同時に、切磋商議することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するために、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。また、よりよい教育環境を実現することは、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
51	全体		小規模校の方が子どもに目が届きやすく学力向上の効果が認められるのではないかと。	小規模校においては、先生の目が行き届きやすいため、教育委員会は、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することによって、表現力・判断力・問題解決能力などを育んでいくことが必要と考えております。そのためには、一定の学校規模の確保が必要と考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
52	全体		学校のない地域に、人は集まらないと思う。地域の衰退が加速する。	学校は地域コミュニティの核としての側面もあり、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するためには、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。また、よりよい教育環境を実現することは、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
53	全体		学校の小規模化は良い面が沢山ある。金銭的効率のみを価値観で「大規模」を目指し、「小規模」を否定するのは間違っている。	小規模校においては、先生の目が行き届きやすく、学力向上にもつながるという良い面もあり、これを生かした教育に取り組んでいますが、教育委員会としては、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することによって、表現力・判断力・問題解決能力などを育んでいくことが必要と考えています。また、その観点から、学校統合は財政的な効果もありませんが、計画の目的にもおなじみであり、教育委員会としては、子どもたちのよりよい教育環境の実現を目指して取り組んでいるものです。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
54	全体		適正化の組み合わせや適正化の実施に関すること等、地域や保護者との十分な協議、合意のもとに進めていってほしいと思う。計画的に協議する場を設定してほしい。	学校統合については、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民との相互理解のもとに進めてまいりたいと考えています。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反岐区分
55	全体		子どもたちの意見を聞いてほしい。学校は地域の「あかり」です。地域で子どもが聞こえるというのには本音が聞こえたり、少人数で一人一人大切に育てることが今の不登校の子どもの通っている子にとっても重要です。近くの小学校・中学校と合同で学習することでも社会性は身につくと思います。大人の都合で「適正」というのは、当事者である子どもにとっても役のない中での判断だと思います。	本計画の策定にあたり、子供たちの意見を聞くため、小学3年生から中学3年生を対象にアンケート調査を令和7年度の1学期に実施いたしました。質問内容については、適正規模・適正配置や統廃合に関する直接的な質問ではなく、クラスの人数等に関する質問として集計結果については、市のHPで公表する予定とさせていただきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
56			角島に関わりがあり、角島小学校の廃校に憤りを感じて来た者として、廃校の子どもは地域がつかんでい思っている。地域の子どものお母さん、ボランティアで守っている。廃校になり、トイレは壊れても改修されず、避難場所指定も外されて、放置されている。それでも子どもたちの健やかな成長を願ってできることではないか？学校統廃合に反対！	角島小学校については、現在、利活用ができていない状態です。廃校のトイレの問題については、稼働中の校舎と同様の維持管理をしていくことは難しい状況です。また、学校跡地の活用については、行政需要、民間活用、地域の活用等を含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら検討しております。しかしながら、学校跡地については、規模が大きく、その特殊性からなかなか利活用ができていない状況です。今後、民間活用や行政活用を検討しながら、他自治体の活用例等も研究しつつ考えていきます。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
57			地元説明会の最終日とパブリックコメントの締切日が同日というのはおかしい。意見書に記入するのは簡単ではないので、説明会を終えてからパブリックコメントを実施すべきではないか。書きたいことがあるのも書いていけない人が出ることを懸念している。	パブリックコメントは全市民向けに一斉に同じ条件で行い、市民との行為形成の連続性として行います。別の地元説明会については、パブリックコメントとは別の手法として、今回の計画（案）の中で特に影響の強い地域に対して個別の説明を行い、直接ご意見をいただく機会としました。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった
58			第4期市立学校適正規模・適正配置検討委員会の啓申について、令和7年5月14日の朝刊にて知った。内容を読み、愕然とし、失望のどん底に落とされた。令和2年に行われた第3期市立学校適正規模・適正配置基本計画策定に伴う西部公民館での地元説明会では、第3期の啓申に書かれていた「形としての統合ありきではなく、子どもや保護者、住民の気持ちを大切にしなからこれからの在り方、方向を考えていたいただきたい」という内容に間違いがないか前教育長に確認したところ「間違いない」とお答えいただいた。しかし、今回の新聞記事では、前回の啓申の基準を踏襲し、すでに西小は椋山小に統合と「統合ありき」の形」で発表された。私たちの気持ちを全く無視され騙された思いで誠に情けなく呆然とするばかりです。	下関市立学校適正規模・適正配置基本計画で示している「適正化の組み合わせ」は、教育委員会が望んでいる「適正化の組み合わせ」とは別のものであり、決定したものではありません。学校統合については、保護者や地域の皆様に列して十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきたきながら進めていく考えに変わりはなく、今後とも同様に取り組んでまいります。	C：施策の補足修正、追加を行わなかった

番号	該当ページ	項目等	意見の要旨	教育委員会の考え方	反映区分
59			※公表しない意見	個人情報を含む意見であり、公表しないこととします。	F：公表しない意見
60			地元説明会は、会場に行けない方のためにオンラインでの配信をお願いしたい。	今回の地元説明会については、議事録を市のホームページにおいて公開する予定としております。オンラインでの配信については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。	D：施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした

○下関市立学校適正規模・適正配置基本計画の修正について

	修正後																																																																																																
<p>(6頁)</p> <p>Ⅱ 市立小・中学校の状況</p> <p>2 市立小・中学校の将来推計</p> <p>学級数別の学校数と児童生徒数(令和12年度 推計結果)</p> <table border="1" data-bbox="560 1086 778 2094"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校 (35人学級)</th> <th colspan="2">中学校 (35人学級)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">学校名(児童数)</th> <th colspan="2">学校名(生徒数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田下 (24)</td> <td>吉田 (20)</td> <td>吉見 (52)</td> <td>豊北 (56)</td> </tr> <tr> <td>榎崎 (16)</td> <td>笠津 (14)</td> <td>豊田 (45)</td> <td>豊洋 (65)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内日 (12)</td> <td>木原川 (67)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓋井 (7)</td> <td>文洋 (69)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内日 (12)</td> <td>向洋 (93)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓋井 (7)</td> <td>玄洋 (97)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>校数</td> <td>校数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	小学校 (35人学級)		中学校 (35人学級)		学校名(児童数)		学校名(生徒数)		豊田下 (24)	吉田 (20)	吉見 (52)	豊北 (56)	榎崎 (16)	笠津 (14)	豊田 (45)	豊洋 (65)			内日 (12)	木原川 (67)			蓋井 (7)	文洋 (69)			内日 (12)	向洋 (93)			蓋井 (7)	玄洋 (97)			校数	校数			1	1			1	1			4	8	<p>(6頁)</p> <p>Ⅱ 市立小・中学校の状況</p> <p>2 市立小・中学校の将来推計</p> <p>学級数別の学校数と児童生徒数(令和12年度 推計結果)</p> <table border="1" data-bbox="560 56 778 1064"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校 (35人学級)</th> <th colspan="2">中学校 (35人学級)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">学校名(児童数)</th> <th colspan="2">学校名(生徒数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田下 (24)</td> <td>吉田 (20)</td> <td>吉見 (52)</td> <td>豊北 (56)</td> </tr> <tr> <td>榎崎 (16)</td> <td>笠津 (14)</td> <td>豊田 (45)</td> <td>豊洋 (65)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内日 (12)</td> <td>木原川 (67)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓋井 (7)</td> <td>文洋 (69)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内日 (12)</td> <td>向洋 (93)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓋井 (7)</td> <td>玄洋 (97)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>校数</td> <td>校数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	小学校 (35人学級)		中学校 (35人学級)		学校名(児童数)		学校名(生徒数)		豊田下 (24)	吉田 (20)	吉見 (52)	豊北 (56)	榎崎 (16)	笠津 (14)	豊田 (45)	豊洋 (65)			内日 (12)	木原川 (67)			蓋井 (7)	文洋 (69)			内日 (12)	向洋 (93)			蓋井 (7)	玄洋 (97)			校数	校数			1	1			1	1			4	8
小学校 (35人学級)		中学校 (35人学級)																																																																																															
学校名(児童数)		学校名(生徒数)																																																																																															
豊田下 (24)	吉田 (20)	吉見 (52)	豊北 (56)																																																																																														
榎崎 (16)	笠津 (14)	豊田 (45)	豊洋 (65)																																																																																														
		内日 (12)	木原川 (67)																																																																																														
		蓋井 (7)	文洋 (69)																																																																																														
		内日 (12)	向洋 (93)																																																																																														
		蓋井 (7)	玄洋 (97)																																																																																														
		校数	校数																																																																																														
		1	1																																																																																														
		1	1																																																																																														
		4	8																																																																																														
小学校 (35人学級)		中学校 (35人学級)																																																																																															
学校名(児童数)		学校名(生徒数)																																																																																															
豊田下 (24)	吉田 (20)	吉見 (52)	豊北 (56)																																																																																														
榎崎 (16)	笠津 (14)	豊田 (45)	豊洋 (65)																																																																																														
		内日 (12)	木原川 (67)																																																																																														
		蓋井 (7)	文洋 (69)																																																																																														
		内日 (12)	向洋 (93)																																																																																														
		蓋井 (7)	玄洋 (97)																																																																																														
		校数	校数																																																																																														
		1	1																																																																																														
		1	1																																																																																														
		4	8																																																																																														
<p>(9頁)</p> <p>Ⅳ 適正化の具体的な方策</p> <p>1 適正化の検討対象校・優先対象校</p> <p>このうち、第3期計画期間に小中一貫教育校として開校した名陵学園(名陵小学校、名陵中学校)、うつつい小中学校(内日小学校、内日中学校)、<u>蓋井小中学校(蓋井小学校、蓋井中学校)</u>及び令和7年4月に開校したよしみ小中学校(吉見小学校、吉見中学校)については、<u>優先対象校から除外するもの</u>とします。</p> <p>また、離島にある<u>蓋井小中学校(蓋井小学校、蓋井中学校)</u>については、<u>児童生徒の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外するもの</u>とします。</p>	<p>(9頁)</p> <p>Ⅳ 適正化の具体的な方策</p> <p>1 適正化の検討対象校・優先対象校</p> <p>このうち、第3期計画期間に小中一貫教育校として開校した名陵学園(名陵小学校、名陵中学校)、うつつい小中学校(内日小学校、内日中学校)及び令和7年4月に開校したよしみ小中学校(吉見小学校、吉見中学校)については、<u>優先対象校から除外するもの</u>とします。</p> <p>また、離島にある<u>蓋井小中学校(蓋井小学校、蓋井中学校)</u>については、<u>児童生徒の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外するもの</u>とします。</p>																																																																																																

修正前	修正後
<p>(14頁)</p> <p>VI 適正化における留意事項</p> <p>1 適正化前の児童生徒の交流 計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、児童生徒の交流に配慮します。</p> <p>2 教職員の配置 適正化に関する諸準備及び適正化後の学校運営等を円滑に進めることができるよう、山口県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。</p> <p>3 通学の安全確保 通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバスを運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、適正化後の通学に支障がないよう取り組みます。</p>	<p>(14頁)</p> <p>VI 適正化における留意事項</p> <p>1 適正化前の児童生徒の交流 <u>児童生徒が求める学校規模はそれぞれ考えは異なり、学校の規模が変わることに不安を感じる児童生徒もいることから、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、児童生徒の交流に配慮します。</u></p> <p>2 教職員の配置 適正化に関する諸準備及び適正化後の学校運営等を円滑に進めることができるよう、山口県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。</p> <p>3 通学の安全確保 <u>通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒も通学距離等に不安を感じていることから、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバスを運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、適正化後の通学に支障がないよう取り組みます。</u></p>